

令和7年度宮古市インターンシップ等事業実施要領

1 目的

宮古市（以下「市」という。）が学生に対して市役所における就業体験の機会を提供することにより、市政に対する理解を深めるとともに、市で働くことへの魅力を感じてもらうことを目的とする。

2 対象者

インターンシップ等の対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校、高等学校及び専修学校（以下「大学等」という。）に在籍する学生又は生徒のうち、インターンシップ等実習に積極的に取り組む意欲のある者とする。

3 実施期間

「令和7年度宮古市インターンシップ実施計画」のとおりに実施する。

4 申込方法

市ホームページに掲載する受入部署及び人数等の一覧表を確認のうえ、大学等の担当者は推薦する学生をとりまとめ、Eメールまたは郵送により申し込むものとする。

(1) 必要書類

- ア 宮古市インターンシップ等事業申込書（様式第1号） ※大学等が作成する様式
- イ 宮古市インターンシップ等事業調査票（様式第2号） ※学生が作成する様式

(2) 提出先

〒027-8501 宮古市宮町一丁目1番30号 宮古市総務部総務課
Eメールアドレス somu@city.miyako.iwate.jp

5 受入れの可否

市は、受入れの可否を大学等へ通知する。なお、申込者多数の場合は、選考により決定する。

6 受入れまでの手続

- (1) 大学等は学生又は生徒がインターンシップ等を希望する場合、宮古市インターンシップ等事業申込書（様式第1号）を市長に提出すること。
- (2) インターンシップ等を希望する学生又は生徒は、宮古市インターンシップ等事前調査票（様式第2号）を市長に提出すること。

- (3) 受入れが決定した学生（以下「実習生」という。）は、実習開始前に宮古市インターンシップ事業誓約書（様式第3号）（以下「誓約書」という。）を市長に提出すること。
- (4) 実習生は、実習期間中の事故等に備えて傷害保険及び賠償責任保険に加入するものとし、実習開始前に加入を証する書類の写しを市に提出すること。

7 実習生の身分

市は実習生に対し、市の職員としての身分を付与しない。

8 報酬等

市は実習生に対し、賃金、報酬、手当、旅費その他一切の金品は支給しない。

9 実習上の留意事項

- (1) 実習中は、市職員の指示に従い実習に専念しなければならない。
- (2) 市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。
- (3) 実習上知り得た秘密は、実習中のほか実習終了後も第三者に漏らしてはならない。
- (4) 実習中における事故に関しては、学校等及び実習生は自らの責任において対応すること。
- (5) 故意又は過失により市に損害を与えたときは、学校等及び実習生は、市に対しその損害を賠償すること。
- (6) 実習生が第三者に与えた損害に関しては、市は一切の責任を負わない。

10 実習の中止

市は、実習生が正当な理由なく無断で休んだ場合又は誓約書記載の義務を全うしなかった場合には、直ちに実習を中止することができる。その場合は、直ちに大学等に報告するものとする。

11 実習内容等の報告

市は、実習内容及び進行状況に関し、求めに応じて大学等に報告する。

12 担当

宮古市総務部総務課行政係

電話番号：0193-68-9061

E メールアドレス：somu@city.miyako.iwate.jp